

## 2 道路運送法改正案に関する意見

— 全国知事会 —

本会は、去る1月25日、道路運送法改正案に関する意見を、運輸省に提出した。

これは、運輸省が平成11年12月に公募した道路運送法改正案のパブリックコメントに対処したものである。

なお、本会意見の提出にあたり、建設運輸調査委員会の構成府県に意見照会を行い、意見の取りまとめを行った。

## 道路運送法改正案に関する意見

平成12年1月25日  
全 国 知 事 会

乗合バスは、地域の一般的な公共交通手段であり、バス路線の存続廃止は地域住民、とりわけ交通弱者の生活に多大の影響を与えるものである。バス交通事業者は、需給調整規制が廃止された後も、地域の公共交通機関としての使命を帯びていることから、バス路線の撤退については事業者の経営判断によって一方的に行うこととせず、これに対する地域の意見の反映を制度的に担保すべきであると考ええる。

また、公共交通の維持のため、国は、ナショナルミニマムを確保する観点から最大限の公的支援を行うべきものと考えられ、乗合バス事業の需給調整規制の廃止にあたり、生活バス路線の確保のため、地方公共団体の負担増加を招かないように措置すべきである。

さらに、国は、地方公共団体が効率的な公費支出により、地域住民の足の確保を図るうえで、地域の公共交通輸送資源を有効に活用できるよう、関連する諸制度の整備・調整を進め、生活路線の確保方策を支援する責務を有するものと考ええる。

よって、国におかれては、下記事項に十分留意のうえ、適切な措置を講じられたい。

### 記

#### 1 退出について

- (1) 路線の休止又は廃止の届出は6月前に行うこととされているが、生活交通の確保対策を検討し、予算措置を講じること等により、支障無く代替輸送サービスを提供するための期間としては必ずしも十分なものとはいえないため、事業者からの届出は、1年前とされたい。
- (2) 事業者から退出の届出があったときは、国は速やかに関係地方公共団体に通知する旨を明記されたい。

## 2 地域協議会について

- (1) 地域協議会について、法的に位置づけるとともに、地域における公共交通機関の確保に向けて実質的な検討を行うことができるよう、経営情報の開示を求めることなど所要の権能を付与されたい。
- (2) 生活交通の確保方策を検討する際に、休廃止路線の区域、性格あるいは当該地域の実情などを勘案して、地域協議会の構成を柔軟に対応させるなど、弾力的に運用できる制度とされたい。
- (3) 国は、事業参入等の許認可に当たっては、地域協議会において関係地方公共団体の意見を求めることとされたい。

## 3 公的補助及び財政支援措置について

- (1) 国の公的補助等は、法律の施行に合わせて実施することとされているが、改正法案の公表に合わせ、早期に公的補助制度の検討案を公表されたい。
- (2) 国の公的補助の対象となる「広域的、幹線的なバス路線」の認定に当たっては、地域の交通事情や地域住民の意向を反映する必要があるため、地方公共団体の意見を十分尊重するとともに、補助対象範囲及び補助率の充実を図られたい。
- (3) 地方公共団体が行う生活交通確保対策のための補助は今後一般化し、その費用負担も増加することが懸念されるため、地方公共団体の所要経費を普通交付税で措置するなど、適切な財政措置を講じられたい。

## 4 その他

生活交通の確保のために必要となるサービスを多様な形態で、また弾力的に実施できるよう、スクールバス、福祉バス等に係る関係省庁間の政策調整や財政措置の一体化を進められたい。